

地域計画

策定年月日	令和7年3月17日
更新年月日	令和 年 月 日 (第 回)
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	南丹市 262137
地域名 (地域内農業集落名)	八木町東地域 (青戸、西田、観音寺、屋賀、北屋賀、氷所、日置、刑部、北広瀬)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	304.9 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	301.7 ha
② 田の面積	299.1 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	5.8 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	1.7 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	296.6 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・離農者が増え農業者は60歳以上が多く高齢化も進んでいるが、就農者への集積が進んでいるため遊休農地の増加は進まないと思われる。しかし、草刈り等の管理作業が膨大となるため、農地所有者が手助けする仕組みの構築が課題である。

・地域住民の高齢化、人口減少から生じる農業者の減少、担い手不足が課題である。

・農地の基盤整備ができておらず、農道・水路が崩壊寸前の箇所が存在するので交付金等活用し、修繕を図ることが必要である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・当地域は稲作が主であるため農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るためスマート農業の導入を進める。

・地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手の農地利用を進めるため必要な条件を整備して地域と一体となって農地を利用していく体制を作る。

・5年、10年が経過した場合、自身で耕作されない農地が増加することから、それらの農地を預かり地域の農事組合にて米作りを担うことを模索しているが、収益があり経営が成り立つ仕組み作りが必要と考え、検討を進めている。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理機構を活用し、地域内の集落営農型経営体及び認定農業者を中心に「農業を担う者」への集積を基本として取組んでいく。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	34	%	将来の目標とする集積率
			50 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・地元の生産組合等との委託契約により集積・集約する。農地中間管理機構を通じた集積・集約にも取り組む。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
・農地中間管理機構を活用して認定農業者認定農業者や認定新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地中間管理機構を活用しているのは現在一部の者に限定されているが、今後は積極的に活用していきたい。
(3)基盤整備事業への取組
農用地大区画化等の基盤整備事業の実施は多くの地区で考えていないが、一部地区で農道や幹線水路が崩壊寸前の状況にきているため、補助事業に応募する予定。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
認定農業者・生産組合を中心として集約圃場を耕作する。又、それぞれの担い手組織から下請け担い手として、保有圃場とプラス圃場の耕作を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
田植作業・収穫作業は担い手が引き受けて、乾燥作業・籾摺り作業し農業協同組合若しくは、同作業を行う事業体に委託する仕組みを構築していきたい。

以下任意記載事項(地域の实情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)									
☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等					
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他					
【選択した上記の取組内容】									
①イノシシやシカの被害が拡大しないように防護柵を設置する。									
②減化学肥料として八木バイオエコロジーセンターの堆肥・液肥を使用し、化学肥料削減を行いコスト削減する。植木剪定により不要な木々や竹炭散布を行い有機肥料栽培も実施する。									
③スマート農業の取り組みを進めているが、今後も積極的に導入を推進する。									
⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況等を考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。									

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 15 年度)							
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考			
サ	農業者A	水稻	ha	27.28	ha	水稻	ha	27.28	ha	農業者A		
認農	農業者B	水稻、大豆、野菜	17.41	ha	ha	水稻、大豆、野菜	17.41	ha	ha	農業者B		
認農	農業者C	水稻、大豆、小麦、野菜	13.36	ha	ha	水稻、大豆、小麦、野菜	13.36	ha	ha	農業者C		
認農	農業者D	水稻	9.28	ha	ha	水稻	9.28	ha	ha	農業者D		
認農	農業者E	水稻、野菜	9.08	ha	ha	水稻、野菜	9.08	ha	ha	農業者E		
認農	農業者F	水稻、野菜	7.18	ha	ha	水稻、野菜	7.18	ha	ha	農業者F		
サ	農業者G	水稻	ha	5.82	ha	水稻	ha	5.82	ha	農業者G		
利用者	農業者H	水稻、野菜	5.61	ha	ha	水稻、野菜	5.61	ha	ha	農業者H		
利用者	農業者I	水稻	5.52	ha	ha	水稻	5.52	ha	ha	農業者I		
利用者	農業者J	水稻	5.32	ha	ha	水稻	5.32	ha	ha	農業者J		
認農	農業者K	水稻	4.97	ha	ha	水稻	4.97	ha	ha	農業者K		
利用者	農業者L	水稻	3.43	ha	ha	水稻	3.43	ha	ha	農業者L		
認農	農業者M	水稻	3.09	ha	ha	水稻	3.09	ha	ha	農業者M		
利用者	農業者N	水稻、大豆、野菜	3.05	ha	ha	水稻、大豆、野菜	3.05	ha	ha	農業者N		
利用者	その他耕作者	水稻等	184.50	ha	ha	水稻等	184.50	ha	ha	耕作者あり		
計	14経営体		271.8	ha	33.1	ha		271.8	ha	33.1	ha	

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

